

--	--

要 査 案

10. 9. 29.

本橋浜工作所.

1. 日給 50 割増額ノ事.
但シ. 年ニ固定期昇給ヲ行フ.
 2. 解雇手当.
1/4 年未滿ハ. 6/4 月ノ手当.
以上ハ. 1/4 月毎ニ 2/4 月毎ヲ増ス.
 3. 自今 6/4 月毎 解雇セザル.
- 大正10年9月29日提出。

解 決 案

10. 9. 30.

1. 日給 1 割ヲ増シ. 11 臨時手当ヲ割
9割セズ.
- 以上。